

福 第 1 4 1 2 号
平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日

医療機関等代表者 各位

松伏町長 會田 重雄
(公印省略)

松伏町重度心身障害者医療費支給制度の支給方法変更に伴う協力方について (依頼)

秋分の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より当町の保健福祉行政に御理解御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、このたび、重度の心身障がい者に対する松伏町重度心身障害者医療費支給制度の支給方法について、下記のとおり、受給資格者の松伏町内の医療機関窓口における一部負担金の支払いをなくす現物給付方式に改めることといたしました。

つきましては、現物給付方式の実施にあたり特段の御配慮を賜りたく、協力方御依頼申し上げます。

記

- 1 変更内容 別紙「松伏町重度心身障害者医療費支給制度の支給方法の変更に
ついて」のとおり
- 2 実施時期 平成 2 3 年 1 2 月 1 日診療分から

以上

問い合わせ

福祉健康課 障がい福祉担当

電 話 0 4 8 - 9 9 1 - 1 8 7 7 (直通)

F A X 0 4 8 - 9 9 1 - 3 6 0 0

松伏町重度心身障害者医療費の支給方法変更について

1 目的

松伏町の重度心身障害者医療費受給者の手続きの簡便を図るとともに、経済的負担を軽減する。

2 制度変更の概要

受給者が医療機関窓口で一旦医療費を支払った後、町に請求する方法（償還払い）を、医療機関窓口での支払いを廃止する方法（現物給付）に変更。

3 実施時期

平成23年12月1日診療分から

4 適用地域及び医療機関等

松伏町内の医科、歯科、保険調剤薬局、柔道整復

5 実施方法

窓口で「**障**重度心身障害者医療費受給者証」の提示があったときは、次のような取扱いとする。

（１）保険の種類が次の場合

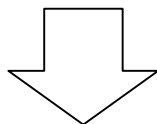
① 松伏町が発行した国民健康保険被保険者証

保険者名が松伏町（保険者番号が110916又は67110916）

② 松伏町が発行した後期高齢者医療被保険者証

保険者名が埼玉県後期高齢者医療広域連合（保険者番号が3911465

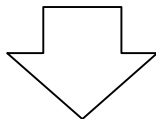
7）



保険診療一部負担金の全額が窓口払いなし。限度額は設定しません（高額療養費について、保険者と松伏町で調整ができるため）

(2) 保険の種類が「松伏町国民健康保険」「松伏町後期高齢者医療保険」以外の場合

例) 全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、他市区町村の国民健康保険など



1 つの医療機関の入・通院別で保険診療一部負担金が月 21,000 円未満の場合

窓口支払いなし（一部例外あり。「！注意！」参照）

高額療養費について保険者と松伏町で調整ができないため、限度額を設定。

※注意 当初、現物給付で診察を開始し、月の半ばで 21,000 円以上となった場合

月の初めまでさかのぼって医療費を徴収し、領収書を発行してください。

受給者は重度医療の請求書と領収書を町に提出し、助成を受けます。

1 つの医療機関の入・通院別で保険診療一部負担金が月 21,000 円以上の場合

本人負担分（一部負担金）を全額窓口で徴収し、領収書を発行してください。

受給者は重度医療の請求書と領収書を町に提出し、助成を受けます。

！注意！ 月 21,000 円未満でも窓口で徴収していただく場合があります。

これらは保険者から支給されるため、医療費助成の対象としません。

- ・「特定疾病受給者証」をお持ちの方の薬局分一部負担金
- ・埼玉土建国民健康保険組合の本人入院分
- ・埼玉土建国民健康保険組合の家族入院分（保険加入期間 7 か月目から）
- ・埼玉土建国民健康保険組合の本人通院分は、月 10,000 円を超えたときは全額徴収してください。
- ・埼玉県建設国民健康保険組合の本人入院分は、月 5,000 円を超えたときは全額徴収してください。

6 助成対象外となる負担

いずれの保険者の場合も、以下は助成対象外のため窓口で徴収してください。

- ・入院時の食事療養標準負担額、個室料、オムツ代
- ・保険外診療自己負担分（保険が適用されないもの）
- ・健康診断料、予防接種代、生活療養標準負担額、物品代など
- ・診断書料、証明書料
- ・介護保険自己負担分

- ・第三者行為によるもの（交通事故など）

7 町への請求方法

重度心身障害者医療費請求書（様式第5号）を提出期限までに町に提出してください。様式の項目が記載されていれば、独自の様式でも構いません。

8 町への提出期限

診療月の2か月後の10日

平成23年度提出期限

診 療 月	提出期限
平成23年12月	平成24年2月10日（金）
平成24年 1月	平成24年3月12日（月）

9 支払日

診療月の3か月後の25日。

25日が土・日曜日、祝日のときはその直前の土・日曜日、祝日でない日。

10 その他

（1）確認していただきたいこと

- ① 受給者証の有効期間内の診療であるか
- ② 国等の公費医療証、限度額適用認定証などをお持ちかどうか

（2）受給者証を忘れてしまったとき

医療費（一部負担金）を徴収し、領収書を発行してください。受給者は、重度医療の請求書と領収書を町に提出し、助成を受けます。

後日、同一診療月内に受給者証の提示があり、資格が確認できたときは、徴収した医療費（一部負担金）を受給者へ返金し、医療費（一部負担金）を町に請求しても構いません。